

## ㉓ 診療所エックス線装置等 設置届出事項変更届

概要説明	医療法第 15 条第 3 項、医療法施行規則第 29 条に基づき、診療所のエックス線装置等の届出事項を変更する場合の届出書です。
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 エックス線装置等設置届出事項変更届（様式第 23 号） 変更事項により以下の書類が必要です。詳細はお問い合わせください。</li> <li>2 エックス線装置のカタログ</li> <li>3 敷地の境界までの 1 センチメートル線量当量の測定結果を記載した書類 （測定年月日、測定器の名称、測定者、測定資料、ファントム、放射線漏洩の有無）</li> <li>4 エックス線診療室の周辺図（隣室名及び上階又は下階の室名並びに周囲の状況を明記し、管理区域を設けた場合は、その区域及び標識の位置を朱線で記入したもの）</li> <li>5 エックス線診療室の見取図（平面図、側面図）</li> <li>6 エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許証の写し</li> <li>7 構造設備等に関する新旧対照表</li> </ol> <p>それぞれ 1 部（押印は不要です） （保健所の受理した証が必要な場合は 2 部）</p>
受付期間	変更日～変更後 10 日以内
受付窓口	〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号 下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 TEL; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出者は管理者個人です。</li> <li>・ エックス線装置の入れ替え時は、㉔診療所エックス線装置等廃止届及び新規の㉕診療所エックス線装置設置届が必要です。</li> </ul>